

岡谷市エコドライブ推進事業所登録事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、環境に配慮したエコドライブに継続的に取り組む事業所等を登録事業所とすることで、二酸化炭素排出削減を促進し、地球温暖化対策を推進することを目的とする。

(登録事業所の定義)

第2条 本事業における登録事業所は、第4条の要件を満たし、本事業に登録した事業所等とする。

(対象事業所)

第3条 対象事業所は、市内に所在地を有する事業所等とする。

(登録要件)

第4条 登録の要件は、前条の対象となる事業所において、エコドライブに関する取組を継続的に実践し、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) エコドライブ普及推進協議会が策定した「エコドライブ10のすすめ」の実践に努め、「エコドライブ10のすすめ」実践チェックリスト(様式第4号)を活用し、事業所内における実践状況を定期的に確認すること。
- (2) 車両を購入する際は、低公害車を優先的に導入すること。
- (3) 事業所等における定期的なノーマイカー通勤を呼びかけること。また、通勤時に自家用車以外の交通手段を利用できる事業所等は定期的にノーマイカー通勤デーの実施に努めること。

(申請)

第5条 本事業に登録しようとする事業所等は、岡谷市エコドライブ推進事業所登録事業申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(登録)

第6条 市長は、第4条に定める要件を満たしていると認めた事業所等を、登録事業所として登録する。

2 市長は、登録事業所等に対して、次に掲げることを行い、又は、許可する。

- (1) 更新ごとに登録証を発行する。

- (2) 初回登録時に登録ステッカーを贈呈する。
- (3) 登録ロゴマークの使用を認める。
- (4) 岡谷市の広報媒体に掲載することができる。

(登録期間)

第7条 登録期間は、4月1日から3月31日までの1年間とする。

(更新)

第8条 更新を希望する事業所等は、登録期間内に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 岡谷市エコドライブ推進事業所登録事業更新申請書（様式第2号）
- (2) エコドライブ実践状況報告書（様式第3号）
- (3) 「エコドライブ10のすすめ」実践チェックリスト（様式第4号）

2 市長は、前項の書類の提出によって、実施状況を確認し、登録事業所が第4条の要件を満たしていると認められた場合は更新を認めるものとする。

(公表)

第9条 市長は、登録事業所等を岡谷市の広報媒体で公表することができる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

1 この要領は、令和3年6月1日から施行する。